給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１号

鹿児島県枕崎市岩崎町476番地
再生債務者　杉原　康史
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月５日まで
4　一般異議申述期間　平成25年12月19日から平成25年12月26日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（再ロ）第３号

旭川市神楽４条12丁目４番10号
再生債務者　齊藤　利明
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月６日まで
4　一般異議申述期間　平成25年12月20日から平成25年12月27日まで
旭川地方裁判所民事部

給与所得者等再生についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第３号

岡山県倉敷市菰池２丁目２番12号
再生債務者　田枝　徹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年11月28日まで
平成25年11月７日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（再ロ）第２号

新潟市東区寺山１丁目18番６号　ノヴェル105号室
再生債務者　森　　大輔
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月31日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年11月29日まで
平成25年11月８日　新潟地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１０号

堺市南区三原台２丁７番１―416号
再生債務者　小栗　　忠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月７日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２４年（再ロ）第８号

岡山県赤磐市桜が丘東２丁目２番地326
再生債務者　南木　高治
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成25年11月８日
岡山地方裁判所第３民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
両社の株主総会及び種類株主総会の承認決議は平成二十五年十一月七日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年四月五日
掲載頁　五十頁（号外第七十四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年十月十一日
掲載頁　六十四頁（号外第二一二号）
平成二十五年十一月十八日
北海道滝川市中島町一九八番地一
（甲）株式会社滝川アグリ
代表取締役　東　　信彦
北海道夕張郡長沼町西三線南一番地
（乙）長沼アグリ株式会社
代表取締役　中島　　昇

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年八月十三日
掲載頁　二十九頁（号外第一七六号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十五年十一月十八日
北海道帯広市西一八条南一丁目二番地三六
（甲）株式会社丸拓イケダ
代表取締役　笹山　一夫
北海道北見市とん田東町三九八番地
（乙）有限会社北東商事
代表取締役　笹山　一夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年十一月八日
掲載頁　九十六頁（号外第二四一号）
（乙）確定した最終事業年度はありません。
平成二十五年十一月十八日
東京都品川区大崎一丁目六番四号大崎ニューシティ四号館一八階
（甲）株式会社フジイホールディングス
代表取締役　宮川　和雄
東京都渋谷区広尾一丁目一番七号四〇一号室
（乙）株式会社エフエムオー
代表取締役　宮川　和雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散するということいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十六年四月一日であり、甲は会社法第七百九十六条第三項、乙は同第七百八十四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。
この合併に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月二十一日
掲載頁　一一二頁（号外第一三二号）

平成二十五年十一月十八日
東京都千代田区大手町一丁目三番二号
（甲）三菱マテリアル株式会社
代表取締役　矢尾　　宏
東京都墨田区横網一丁目六番一号
（乙）三菱マテリアルツールズ株式会社
代表取締役　滝沢　俊夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式七千株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年十一月八日
掲載頁　九十六頁（号外第二四一号）
（乙）確定した最終事業年度はありません。
平成二十五年十一月十八日
横浜市都筑区池辺町四九〇〇番地一
（甲）協同電子エンジニアリング株式会社
代表取締役　鈴木　信行
横浜市都筑区池辺町四九〇〇番地一
（乙）株式会社ケイディーアール
代表取締役　北澤　晶彦

合併公告

平成二十五年十一月十六日開催の甲並びに乙の総会において、平成二十六年一月一日をもって左記漁業協同組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することを決議いたしましたので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に当該組合にその旨お申し出下さい。
なお、甲並びに乙の財産目録及び貸借対照表は当該漁業協同組合の主たる事務所に備え置いています。
以上、水産業協同組合法第六十九条第四項において準用する同法第五十三条の規定により公告します。
平成二十五年十一月十八日
兵庫県洲本市炬口一丁目一番一号
（甲）炬口漁業協同組合
代表理事組合長　西岡　　勇
兵庫県洲本市海岸通一丁目六番一八号
（乙）洲本漁業協同組合
代表理事組合長　炬口　政胤